

事業名	消防振興費		
細事業名	その他事業経費(山梨県消防団員資質向上等事業費補助金)	財務コード	122706
担当部課室	総務 部	消防保安 室	消防指導 担当 (内線) 2503

事業の概要

実施期間	始期 S36 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助((一財)山梨県消防協会)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 県内の消防団員	その対象をどのような状態にして ・資質の向上が図られている ・確保されている	結果、何に結びつけるのか 地域防災力の強化
	山梨県消防団員資質向上等事業費補助金の交付 交付先: 一般財団法人山梨県消防協会 補助額: 6,241,675円 (対象事業) 消防団員研修会等開催事業 ・研修会検討会議 ・消防団長等研修 ・全国女性消防団員活性化大会 ・全国女性消防操法大会 ・全国消防団員確保対策シンポジウム 消防団員確保対策事業(隔年) / (山梨県消防団員操法大会開催事業(隔年)) その他知事が必要と認める事業		
根拠法令等	山梨県消防団員資質向上等事業費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	24年度	25年度		26年度	27年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 ・各種研修事業等消防団員の資質向上のための事業 ・消防団員確保対策事業(講演会等) ・操法大会の開催	5事業 (55回)	6事業 (46回)	5事業 (41回)	6事業 (46回)	6事業 (46回)	活動指標 目標設定の考え方 補助対象事業の実実施事業数を設定 データの出典等 事業実績報告書
	1回	1回	1回	1回	1回	
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	%				
成果指標 条例に規定する消防団員総数に対する実消防団員数の割合(充足率)	92.6% (15,336/16,569)	100.0% (16,569/ 16,569)	91.8% (15,203/ 16,569)	92.5% (15,125/16,359)	92.5% (15,125/16,359)	成果指標 目標設定の考え方 消防団員としての士気や資質の向上を図り、団員の確保を図るため、条例に規定する消防団員数に対する実人員数の割合(充足率)を設定 データの出典等 消防年報
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	91.8 %				
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	6,831 6,831		6,242 6,242	6,944 6,944	6,898 6,898	成果指標によらない成果 各種研修事業や消防団員操法大会の実施等により、消防団員の資質の向上に寄与している。
所要時間(直接分)	108 時間		92 時間	108 時間	92 時間	
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間	
所要時間計	108 時間		92 時間	108 時間	92 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	221		189	221	189	

これまでの事業の見直し・改善状況

H22年度:消防団員操法大会開催費
消防操法大会は消防団員による訓練成果を発表する場であり、消防組織法により県が所掌する消防団員の教養訓練には当たらないことから、消防団員で構成する(一財)山梨県消防協会が主体となり実施することが妥当と評価するとともに、事業の公益性の高さに鑑み、従前委託料として支出している経費を補助金として支出する見直しを行った。

活動量と成果の判断(平成25年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H25年度活動指標の達成率		消防団員の資質向上のための各種研修事業46回のうち、「消防団長等研修」については準備を進めたものの2月の開催間際の大雪の影響から実施を取りやめる結果となるなど5回が荒天や参加者が得られないことを理由として実施を見送ることとされたが、その他の事業や消防団確保対策事業が実施されており、ほぼ予定どおりの活動量がある。	
	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記載すること
H25年度成果指標の達成率		少子高齢化や就業構造の変化から、消防団員数は低下傾向にあるものの、条例定数に対する充足率は90%以上で推移しており地域の防災力が概ね確保されている。また、研修事業や消防団員操法大会など各種事業の実施を通じて消防団員の士気の高揚や資質の向上が図られていることから、意図した成果はほぼ上げている。	
b	b		

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成27年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	地域における消防防災力の強化を図るためには、地域の実情を熟知し、大きな動員力を有している消防団員の士気の高揚や資質の向上が不可欠であり、県内の消防団員で構成され、団員への研修など、資質向上と団員確保を実施する当該協会事業への支援は必要である。 一方、平成25年12月に施行となった「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に明示されているように、消防団員の確保に向けて、企業(従業員)や大学等(学生など若年者)への働きかけなどの事業も効果的なことから、補助対象とする事業についての見直しを検討していく。	b

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: フロアの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	「その他事業経費」のうち、「山梨県消防団員資質向上等事業費補助金」については、他の2事業(負担金)と共通点がないため、個別の細事業とすることを検討する。 消防団員の確保に向けて、企業(従業員)や大学(学生など若年者)等、幅広い層への働きかけなどの事業も効果的なことから、補助対象とする事業についての見直しを検討していく。	b・m

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成27年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更		・事業区分を変更し、県消防協会への補助金は事業名を「消防団員資質向上等事業費」とする。 ・(一財)消防協会が行う補助対象事業(消防団員確保対策事業)において、消防団確保に向けて大学生等を対象とした消防防災意識を高める啓発事業を実施するなど、幅広い層への働きかけを行うよう調整を図る。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡）」、「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名: 消防保安室

細事業名: その他事業経費

調書番号: 3-3

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H25 所要 時間 (h)	H26 所要 時間 (h)A	H27 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 山梨県消防団員 資質向上事務費 補助金	補助金申請に関 わる書類審査	4月	16	16	16	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短 の所要時間で処理しているため
	前年度の事業実 績報告の検収	4月	16	16	16	0	なし	
	第1回概算払い	4月	8	8	8	0	なし	
	前年度精算払い	4～5月	8	8	8	0	なし	
	第2回概算払い	1月	8	8	8	0	なし	
(小計)			56	56	56	0		
2 山梨県消防団員 資質向上事務費 補助金 (消防団確保対 策事業)・隔年	研修内容の打合 せ	7～8月	12		12	12	なし	業務上必要なプロセスであり、最短 の所要時間で処理しているため
	研修会の開催 補助	9月	24		24	24	なし	
						0		
						0		
(小計)			36	0	36	36		
3 山梨県消防団員 資質向上事務費 補助金 (山梨県消防操 法大会開催事 業)・隔年	審査員講習会・打 合せ	7～8月			12		12	業務上必要なプロセスであり、最短 の所要時間で処理しているため
	操法大会開催 補助	9月			40		40	
						0		
						0		
(小計)			0	52	0	52		
所要時間 (計)			92	108	92	16		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)